

議案第17号

天理市行政組織条例の一部改正について

天理市行政組織条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年3月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市行政組織条例の一部を改正する条例

天理市行政組織条例（平成9年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条市長公室の項第3号中「自治振興及び」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4） 市民協働に関すること。

第2条健康福祉部の項第2号中「保健」の次に「及び医療」を加え、同条建設部の項第5号を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。